

優秀技士賞規程

令和8年10月28日理事会制定

第1条（目的）

本規程は、冷凍空調技士及び食品冷凍技士を対象として、本会が定める継続的専門能力開発（以下「冷凍CPD」という）への継続的な取組を通じ、専門能力の維持・向上と社会への貢献に顕著な実績を有する技士を顕彰することにより、その活動を広く周知し、技士資格の社会的価値の向上を図ることを目的とする。

第2条（表彰基本方針）

本制度は、専門能力の維持・向上に継続して取り組むとともに、社会貢献、技術普及、後進育成その他の活動を通じ、社会または冷凍空調・食品冷凍分野の発展に寄与し、他の技士の模範となる者を表彰の対象とする。

評価に当たっては、活動の継続性、多様性、質及び社会または業界への貢献度を総合的に審査する。

第3条（評価対象）

評価対象となる冷凍CPD活動は、別に定める細則に基づき、以下の活動を含むものとする。

- (1) 社会貢献・技術普及活動
- (2) 技術講演、講師活動
- (3) セミナー等の受講
- (4) 実務に基づく自己研鑽
- (5) その他、理事会が適切と認める活動

第4条（表彰区分）

表彰の区分は、次のとおりとする。

優秀技士賞は、継続的な冷凍CPD活動により専門能力の維持・向上に努めるとともに、後進の育成、技術情報の提供・発信その他の社会貢献活動を通じ、冷凍空調・食品冷凍分野の技術の普及及び発展に顕著な貢献をした技士個人に授与する。

第5条（推薦ならびに選考）

前条に定める表彰対象者については、細則に定める選考委員会が審査を行い、その審査結果に基づき、理事会の議決を経て授賞者を決定する。

第6条（表彰の時期及び方法）

- (1) 表彰は、原則として通常総会の日に行う。
- (2) 表彰は、通常総会において賞状を授与し、その氏名と所属団体名、功績を学会Webサイト及び会誌等で公表する。

第7条（運用及びシステム）

本会は、本制度の運用に当たり、冷凍CPD記録の自動集計及び自己申告を併用する。選考委員会は、申告内容の妥当性及び評価基準の有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直し案を理事会に報告する。

第8条（改廃）

本規程の改廃は、理事会の議決により行う。

附 則

本規程は、令和8年10月28日から施行する。